

Q 退職金規定に定めなければならない事項は

A 労基法 89 条の 3 の 2 に、

「退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項」と規定されています。

「退職手当の決定、計算及び支払いの方法」とは、例えば、勤続年数、退職事由等の退職手当額の決定のための要素、退職手当額の算定方法及び一時金で支払うのか年金で支払うのか等の支払いの方法をいいます。

また、退職手当について不支給事由または減額事由を設ける場合には、これは退職手当の決定及び計算の方法に関する事項に該当するので、就業規則に記載する必要があります(昭 63.1.1 基発 1 号、平 11.3.31 基発 168 号)。